

## 所沢市審議会等の設置及び運営に関する指針

### 1 趣旨

この指針は、本市における附属機関及びその他の会議体（以下「審議会等」という。）の適正な設置及び円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律または条例の定めるところにより設置する機関であり、執行機関の求めるところにより、必要な調停、審査、審議、調査等を行うことを職務とし、本市の職員以外の者を構成員に含む合議制の機関の総称であり、その名称は問わない。

### 3 附属機関の設置

(1) 次に掲げる事項の全てに該当する場合は、審査会、審議会、委員会、協議会、会議等その名称のいかんにかかわらず、附属機関として設置するものとする。

- ① 執行機関の長の諮問に応じ、調停、審査、審議、調査等を行うことを職務とする。
- ② 市民、関係団体の代表者、知識経験者等を構成員に含む合議制の組織体であること。
- ③ 組織体の意見として集約し、執行機関の長へ答申、提言、建議、報告等を行う。

(2) 附属機関の設置にあたっては、法律によりその設置が義務付けられている場合を除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 設置の目的又は所掌事務が類似する既存の附属機関において対応できないかについて十分な検討を行うこと。
- ② アンケート、公聴会、パブリックコメントその他の附属機関の設置以外の行政手段を活用する方がより効率的、効果的ではないかについて十分な検討を行うこと。
- ③ 委員の定数は、必要最小限とすること。
- ④ 設置目的に永続性のない附属機関については、設置期限を定めること。

(3) 附属機関を新たに設置しようとするとき及び廃止するときは、企画総務課長及び職員課長に合議すること。

(4) 附属機関の設置にあたっては、法律に設置義務があるものを除き、条例により設置すること。

### 4 その他の会議体の設置

(1) 個別意見の収集や専門的な知識の導入等を行うため、市民、関係団体の代表者、知識経験者、関係行政機関の職員等からの意見を必要とする場合等に、設置するものとする。

なお、ワークショップなど専ら参加者の意見の吸い上げの場となるものについては、原則として機関として設置しないものとする。

(2) その他の会議体の設置にあたっては、3(2)の規定を準用する。

(3) その他の会議体を新たに設置しようとするとき及び廃止するときは、企画総務課長に合議すること。

## 5 その他の会議体の運営等

その他の会議体の運営にあたっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ① 名称には、附属機関と誤認されるような名称を使用しないこと。
- ② 組織としての意見集約は行わないこと。
- ③ 会議は市が招集し、進行を行うこと。ただし、委員の中から進行役を選出し、進行を依頼することはできる。
- ④ 定数については、参加者数の上限等として規定することはできるが、定足数については、規定しないこと。
- ⑤ 委員から聴取した意見について、組織として答申、提言、建議、報告等の名称を付したものを作成しないこと。聴取した意見は、市が取りまとめる。
- ⑥ 委員が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合の歳出科目は、報償費であること。

## 6 廃止又は統合

次に掲げる事項のいずれかに該当する審議会等は遅滞なく廃止し、又は他の審議会等と統合するものとする。

- ① 所期の目的を達成したもの
- ② 情勢の変化等により必要性が低下したもの
- ③ 1年以上委員を選任していない等、活動が著しく不活発なもの
- ④ 他の行政手段での対応がより適切と考えられるもの
- ⑤ 設置目的又は所掌事務が他の審議会等と重複し、又は類似しているもの
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、効率的又は効果的な行政運営の観点から、廃止又は他の審議会等との統合が望ましいと判断されるもの

## 7 委員の選任

委員の選任にあたっては、年齢の上限、在任期間、兼職件数、女性委員数、公募の委員、委員の制限など、所沢市審議会等の委員選任要綱（平成7年7月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に留意するものとする。

## 8 委員の公募

委員の選任にあたっては、所沢市自治基本条例（平成23年条例第1号）第19条第3号の規定及び要綱第7条の規定に基づき、可能な限り市民から公募すること。また、委員の公募にあたっては、所沢市審議会等の委員公募実施要領（平成7年7月1日施行）の規定に留意するものとする。

## 9 会議の開催

審議会等の会議は、対面による会議を原則とする。ただし、緊急その他やむを得ない事由があり、Web又は書面による会議を開催しようとする場合にあっては、別に定めるWeb及び書面による会議の開催に関するガイドラインの規定に留意するものとする。

## 10 会議の公開

附属機関の会議は、所沢市情報公開条例（平成13年条例第6号）第25条の規定に基づき、原則公開すること。また、附属機関の会議の公開にあたっては、所沢市の会議の公開に関する指針（平成13年10月1日施行）の規定に留意するものとする。

### 附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この指針は、令和3年6月1日から施行する。